平成２８年（フ）第３２９６号
大阪府大東市諸福６丁目３番23号
債務者　江口　和美
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３０５号
大阪府枚方市長尾元町６丁目15番８―211号、前住所大阪府枚方市田口２丁目10番16号
債務者　寺嶋　良枝
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３３５号
大阪府枚方市村野南町２番16―210号
債務者　山木　美帆
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３７３号
大阪府東大阪市横小路町５丁目５番９号
債務者　菊谷　五月
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４号
岐阜県大垣市長沢町３丁目32番地　サンシティカーム　203号室
債務者　岩川　公二
1　決定年月日時　平成28年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
岐阜県揖斐郡揖斐川町福島14番地１　エクセレントＶ　203号
債務者　松村あけみ
1　決定年月日時　平成28年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
青森県十和田市大字洞内字下豊良27番地307
債務者　竹内みどり
1　決定年月日時　平成28年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第２３２号
静岡県沼津市若葉町13番24号　エンゼルハイム沢田310号
債務者　川畑　真吾
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１０号
名古屋市西区大野木４丁目193番地の１　ツクダビル５Ｄ号
債務者　ナショナルミラこと　澤田　和代
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０２３号
名古屋市千種区希望ケ丘４丁目１番１―204号（東希望荘）
債務者　髙柳　正子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３９０号
北九州市八幡西区岩崎２丁目19番13号
債務者　山中　優輔
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３９１号
北九州市八幡西区岩崎２丁目19番13号
債務者　山中　利菜
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４３４号
北九州市小倉北区片野２丁目２番７号
債務者　中山　広治
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４３５号
北九州市小倉北区木町３丁目12番２号（102号）
債務者　吉田　春美
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７６７号
埼玉県和光市下新倉４丁目24番１号　津上ハイツ202
債務者　是枝　貴美
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７９４号
埼玉県戸田市笹目３丁目18番地の８　メゾン宮原第２―101号室
債務者　池上　　俊
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４１０号
埼玉県吉川市保１丁目27番地４　吉川サンパレス205号
債務者　関　千代子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４１３号
埼玉県吉川市吉川団地４番15号501
債務者　押久保　茂
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係